

結婚新生活を応援します！

井原市では、少子化対策として、結婚新生活を経済的に支援し、住宅の賃借、引越にかかる費用について、**上限30万円**まで助成します。

対象となる世帯（次のすべてを満たす方）

- ・平成31年1月1日から平成32年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦
- ・平成30年中の夫婦の所得（夫婦の合算額。平成30年中に奨学金を返済している場合は控除可。婚姻に伴い離職した方は所得がないものとみなす。）が340万円未満であること。
- ・婚姻日時点において、夫婦とも34歳以下であること。
- ・対象となる住居が井原市内にあり、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・夫婦のいずれもが市税等を滞納していないこと。
- ・過去にこの補助金を受けた者がいないこと。

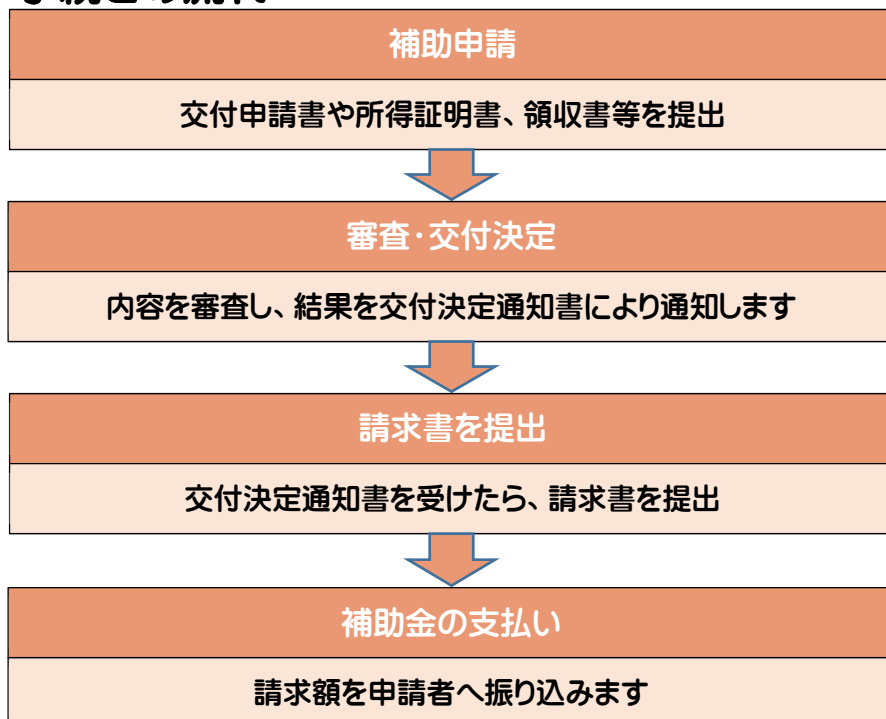
対象経費：平成31年1月1日～平成32年3月31日までに支払った費用

- ・婚姻に伴う住宅賃借に係る費用（家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該手当の額は対象となりません
- ・住居への引っ越し費用（引越業者、運送業者に支払ったもの）

補助金額：対象経費の全額（上限30万円）

申請期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日まで

手続きの流れ



必要書類

	チェック	書類
①		井原市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
②		夫婦の住民票の写し
③		戸籍謄本
④		夫婦の平成 30 年分の所得証明書
⑤		夫婦の市税の完納証明書
⑥		奨学金の返済額がわかる書類 ※平成 30 年中に奨学金の返済を行っている場合のみ
⑦		無職・無収入申立書兼誓約書 ※婚姻に伴い、離職した方がいる場合のみ
⑧		住宅の賃借、引越に要した費用の領収書
⑨		建物賃貸借契約書の写し ※賃貸住宅の場合のみ
⑩		住宅手当支給証明書 ※賃貸住宅の場合のみ
※上記以外にも、市長が必要と認める書類をご提出いただく場合があります。		

申請書のダウンロードや詳しい内容の確認は、
下記ホームページからお願いします。

井原市公式ホームページ
<http://www.city.ibara.okayama.jp/>



井原市マスコットキャラクター
でんちゅうくん

● 書類提出先・問合せ先 ●

井原市役所 未来創造部 定住観光課

〒715-0014 井原市七日市町 10 井原市地場産業振興センター2F

TEL 0866-62-9521 FAX 0866-62-8853

E-mail teijukanko@city.ibara.lg.jp